大正十五年度 定期大會

日時　十月一日午前九時ヨリ
場所　芝公園　協調會館講堂
注意　代議員諸君は時間を勵行します
から遲れないやうに願ひます

街頭隨語

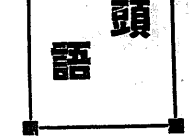

伊澤市長の首實檢と聞えたゞけで下業の現場監督連慄へ上るオイ心配だ今度ばかりは大きく化けてごんな所に動めてもよいのだと妻は元通りで、俺は組合と云ふ名醫に入院して惡寒退治をして此の醫師は芝南佐久間町。

◇幽靈？　市區共濟會、又化けて出た今度ばかりは大きく化けてごんな所に動めてもよいのだと妻は元通りで、俺は組合と云ふ名醫に入院して惡寒退治をして此の醫師は芝南佐久間町。

◇市役所の某最高幹部曰く「待遇改善が實撤すれば解散する組合ですかと之には勘問した組合の代表も口アングリ二の句が出ない、こんな坊やが俺達を使つてゐるんだからやり切れない。馬鹿につける藥はない

◇某組合の會計組合員の血と汗の固り三千數百圓也の猫ババ、組合員は幹部に任せてはならぬ組合は幹部の組合でなく組合員の組合である。

◇群馬の或る農村で小作人組合な公認し村營とし補助金を交付することになつた之を聞いて資本家の手先農林省ヤキモキ東京市も勞働者が市會を征服したら勞働組合の市營かれ。

◇香川縣の或る村會で小作人の議員多數の爲め青年訓練實施が出來ず、村長は辭職したと俺達の運動は政治的にも經濟的にも團結の威力で押せ

賞與の平均八割、日給平均一圓八十錢强月收五拾四圓ポッキリ一時間居殘り一分、拾時間勞働、弔ひ燒きの伴輕蔑笠表、成程公共事業は有難くて涙が流れる。

◇　◇　◇

◇　◇　◇

大正十五年度 定期大會

日時　十月一日午前九時ヨリ
場所　芝公園　協調會館講堂
注意　代議員諸君は時間を勵行します
から遲れないやうに願ひます

する以上それを求められたなら喜んで明らかにするのは當然の事と信ずる。

然るに當局はそれを拒絶した、吾等は此不誠意に對して默認する事は吾等の要求が不當であつた事を裏書すると同一である。

吾等は公共事業の名の下に今日迄我慢して來た。その上の要求である。

吾等は正當と信ずる理由の根據を示すにあらざれば絶對に此項を承認する事が出來ぬ。

猶其他の十一項に關しては當局者諸君に於て實現に努力しつゝある事を信ずるものである。

然しながら其果して如何なる程度のものであるかは今後の成行に注目してそれに應じて決定するものとする

右聲明する

大正十五年八月二十二日

東京市從業員組合

然るに此聲明に對し、其後當局は吾等に誠意ある態度を示した、而して山崎庶務課長は何等かの形に於て、ある程度まで實現し得る機會ある事を暗示した。

斯くて九月十九日の中央委員會は左の聲明書を決議した

九、公傷病手當ヲ五日以内ニ支給ノ件
努メテ迅速ニ取扱フヘキモ支給日限ヲ定ムル事ヲ得ス
十、市ノ工場ニ工場法適用ノ件
適用スヘキモノニ對シテハ既ニ其ノ手續中ニ屬シ又近ク適用シ得ルモノニ對シテモ夫々準備中ナリ
十一、從業員ニ市電並ニ省電賃金割引ノ件
要求ニ應スル樣努力スヘシ
十二、道路衞生從業員組合ノ嘆願ニ對スル市ノ聲明ニ決定的明答ヲ要求ノ件
前嘆願中(一)ノ事項ハ目下審議中(五)ノ事項ニ關シ既ニ實行シツヽアリ(八)ノ事項ハ目下審議中(十)ノ事項ハ目下審議中(十二)ノ事項ハ既ニ明答ヲ與ヘタリ(十四)ノ事項ハ目下審議中
右ノ聲明ニ據レバ二三不滿ノ點ガ存スルノデアルガ大體ノ點ニ於テ承認シ得ルノデアル然シ見逃ス事ガ出來ナカツタノハ第一項ノ增給ノ點デアツタ。それは市の其理由とする處であつた、そこで實行委員は極力其理由を明らかにすべく迫つたのであつたが結局要領を得なかつた。

翌日の中央委員會は直ちに左の聲明書を發した。

聲明書

八月七日附吾等の要求に對する市の聲明中の賃銀に關する件中增給に關するものは吾等の斷じて承認するを得ないものである。

吾等は既に八月十七日機關誌街頭に於て揭載した通り最少限度の要求であり最も合理的と信ずるものである而して吾等は其根據を明らかに示したのである。

「他ノ類種ノ職業ニ從事スル勞働者ノ賃金ニ比シ相當ト認ム」とある市の此決定をするには相當の根據が有つた筈である。要求を拒絶

（三面下段より續く）

▽本部報告△

第一回大會
準備委員會

八月廿九日午後七時組合本部ニ於テ
議長　大道君　書記　山我君
一、大會開催日時

十月一日午前九時後五時
二、會場協調會館大講堂
三、各支部總會ニ關スル件
四、代議員選出比率決定ノ件
五、準備委員ノ部署決定ノ件
議案整理及原稿係
山我石原谷崎根津ノ五名
印刷物係
小川山岸伊藤尾白佐藤五名

一切を讓渡したので事なく解決す。

上毛モス解決

背任橫領として渡邊社長等を告發した上毛モスリンの從業員は會社及官憲の無誠意に憤慨して最後の運動を決行した。

その結果會社側の讓歩する所となり會社より卅五萬圓支出することゝ從業員は告訴を取下げることゝして解決した。

組合を恐れる資本家

部（約一千名）及び運輸部の闘士數名を除名した。

然し乍ら被除名側は除名不承認分裂反對本部財政確立を叫び各支部共同して分裂反對叫び各支部共同して分裂反對同盟を組織し本部を三輪支部内に置き既に約壹萬の同志を得たと號してゐる。

（自治會全員約一萬三千五百）勞働組合の分裂は勞働階級の最大不幸であるが我々は唯一の友誼團體たる自治會の紛爭の一時も早く解決せんことを望んで止まない。

戰線情報

英國炭坑爭議

一時總同盟能業を以て英國全產業を停止せしめて全世界を震駭した。その中心たる炭坑爭議は最近變遷つた。

再び不調に終つた。

然し乍ら炭坑夫組合は既に百數十日の苦鬪にも屈せず飽迄坑爭してゐる。此の爭議の解

あつて勞働者自身の力即ち團結の威力を以てのみ解決されるよう信じてゐる。

今や資本家階級は勞働時間の延長勞働賃銀の低下手當及賞與の減少に依つて益々勞働者の生活の低下せしめてゐる

斯うした場合に我々勞働者の執るべき道は只團結あるのみだ、彼等は金とそれを背景とした權力を有してゐる我々は之に對抗して勝利を得るには更に强固な團結の力が必要である。（神田　NA生）

（三面下段より續く）

此の決定方針により、此の決定方針により、職運動を押し進めて行かねばならぬ。

（三面四段目五行目より）

は資本家階級に從つて社會の革正勞働者の生は到底望めないことで

力を以て自分達の生活開しなければならない主義社會に於ける勞働る障害を排して他迄、組合は一つの職業が何であらうと階級の階級的利害は一つのだ。

の前には幾多の難關が多の壓迫、讒言威赫、買收、等我等は此等の下に結束して進まなけ

ならない。

の解放は只團結あるのみ

（麻布、TY生）

目

君の誠意に依て
る事を看取する。
對する市の聲明
誠意の如何によつ
性のあるものと
は吾等は市民に直
然も帝都復興の
これを思ふて吾
ならぬ。

問題について一時
本組合のこれに
については暫く
まもる事にする。
志と甚しき相違
るものである。

市從業員組合

針を決定した、而して着として先其聲明のつ
せて其誠意の有無を知當局を訪問した、然し
に市の首腦幹部の更迭となり後任未だ定まらたる市長は病氣のた
を見る能はざるの狀態
た爲め、其安定を待ちあつた。
て市主腦部の安定其緒

き着たるを以て八月七日二週日の考慮期間を置いて回答を求むる要求書を提出した。

これに對して同二十一日市は左の聲明書を發表した、

一、賃金ニ關スル件
我國道路技術發達ノ程度ハ大體ニ於テ普通勞働ヲ以テ足リ現ニ東京市ニ於ケル少數ノ專門的勞働者ノ如キハ自給自足ニ依ル實狀ナルヲ以テ最低額ヲ定ムルコトハ困難ナルモ實際ニ於テハ少數ノ特例ヲ除ク外一圓五十錢以上ニテ採用シ居ルヲ以テ大體要求ノ趣旨ニ副ヘルモノト認ム

二、定期昇給ニ關スル件
技倆ノ進歩優秀ニシテ勤務勤精ナルモノハ定期ニ昇給セシムルノミナラス特ニ優等ナルモノニ對シテハ定期ニ拘ラス特ニ拔擢スコトアルヘシト雖其ノ昇給額ハ最低額ヲ以テ定ムルコトヲ得ス其他現行ノ方法ヲ大體合理的ト認ムルモ可成要求ノ趣旨ニ副フ事ヲ期スヘシ

三、賞與決定標準ニ關スル件
要求ヲ認ム

四、雨中作業賃金割增ノ件
道路保存作業ノ性質上雨中作業ハ之ヲ非常作業ト認ムル能ハス從テ防水衣ノ改良等ニ就テハ力ヲ致スヘキモ賃金割增ノ要求ニハ應シ難シ

五、時間外勤務賃金割增ノ件
市全體ノ問題トシテ目下審議中

六、兵事服役解除後ノ復職及勤務年限ニ關スル件
缺員アル場合ハ再ヒ採用スヘシト雖兵事服役中ノ期間ハ之ヲ勤續年數ニ算入セス

七、臨時傭人解雇手當ノ件
臨時傭人ニシテ比較的長期ニ亘リタル場合ノ待遇ニ就テハ定傭人ニ準シ取扱フ見込ニシテ目下審議中

八、公休及賜暇日數增加ノ件
市全體ノ問題トシテ目下審議中